

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針 の一部を改正する告示案について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）により、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）に物流効率化のための規制的措置を新設するほか、題名改正等の所要の改正を行うこととしている。

また、改正法による改正後の法第4条第1号の流通業務の定義について「荷役」が追加されたほか、法第23条において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について認定総合効率化事業の実施に必要な資金の出資が追加されることとなった。

これらを踏まえ、本基本方針について、所要の改正を行う必要がある。

さらに、「官民物流標準化懇談会モーダルシフト推進・標準化分科会」において、「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和6年11月）がとりまとめられ、モーダルシフトについて、従来のトラック輸送から鉄道と内航海運へのモーダルシフトに加えて、陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員して、トラックドライバー不足や物流網の障害などに対応するための「新たなモーダルシフト」を推進することとされているところであり、流通業務総合効率化事業の内容としてモーダルシフトを位置づけている本基本方針についても「新たなモーダルシフト」に対応するため、改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 改正法の施行に伴う改正

- ① 法の題名改正及び条ずれ等に伴う所要の改正を行う。
- ② 「待機時間」又は「手待ち時間」と規定している箇所について、法において「荷待ち時間」が規定されたことに合わせ、「荷待ち時間」に改正することとする。
- ③ 「積み降ろし時間」と規定している箇所について、法において「荷役等時間」が規定されたことに合わせ、「荷役等時間」に改正することとする。
- ④ 流通業務の内容について規定している箇所について、法において「荷役」が追加されたことに合わせ、「荷役」を追加することとする。
- ⑤ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の貸付けの業務について規定している箇所について、法において「資金の出資」が追加されたことに合わせ、「出資」を追加することとする。【第六の5（1）関係】

(2) 新モーダルシフトについて

モーダルシフトに関して記載している箇所について、下記（新）のとおり記載することとする。

【第一の2関係】

（旧）モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道や船舶を活用して輸送する取組であり、その目標は、トラックの走行量を削減するとともに、鉄道や船舶による貨物輸送量を増加させることと

する。モーダルシフトの推進による鉄道や船舶の貨物輸送量の増加は、交通政策基本計画（令和二年五月二十八日閣議決定）や地球温暖化対策計画にも盛り込まれており、これらの計画に定められた目標の達成にも貢献する。

(新) モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラックその他の輸送手段を活用して輸送する取組であり、その目標は、トラックの走行量を削減するとともに、鉄道、船舶、航空機等による貨物輸送量を増加させることとする。モーダルシフトの推進による鉄道や船舶の貨物輸送量の増加は、交通政策基本計画（令和二年五月二十八日閣議決定）や地球温暖化対策計画にも盛り込まれており、これらの計画に定められた目標の達成にも貢献する。

【第二の1の(3) [2] 関係】

(旧) モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道や船舶を活用して輸送する取組である。特に、比較的長距離の輸送が多いと考えられる農水産品等の輸送についても、鉄道・海上輸送において鮮度を保持できる技術の開発に伴い、モーダルシフトは効果的な物流効率化の取組の一つと考えられる。

幹線輸送について大量輸送機関である貨物鉄道や内航海運を活用する取組については、物流事業者間の連携のみならず、物流事業者と荷主との連携や荷主間の連携により、複数荷主の混載、帰り荷の確保を行うことが望ましい。

(新) モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラックその他の輸送手段を活用して輸送する取組である。特に、比較的長距離の輸送が多いと考えられる農水産品等の輸送についても、鉄道・海上・航空輸送において鮮度を保持できる技術の開発に伴い、モーダルシフトは効果的な物流効率化の取組の一つと考えられる。

幹線輸送について鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラックや自動運転トラックを活用する取組については、物流事業者間の連携のみならず、物流事業者と荷主との連携や荷主間の連携により、複数荷主の貨物の混載、復荷の確保を行うことが望ましい。

(3) その他

- ① タクシーによる物資の輸送について、過疎地域におけるものに限定する記載ぶりとしていたが、貨客混載制度の実施区域の見直しにより過疎地域以外でもタクシーによる物資の輸送が可能となっていることを踏まえ、「過疎地域における」を削り、表現を適正化することとする。【第二の1の(3) [7] 関係】
- ② (2)のほか、「帰り荷」と規定している箇所について、「復荷」に改正することとする。
- ③ 文言の適正化等の所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール (予定)

公 布：令和7年3月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月予定）